

令和元年度個別指導等における主な指摘事項(歯科)

I. 診療に関する事項

1. 診療録等

- (1) 診療録の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ① 診療録は保険請求の根拠となるものなので、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
 - ② 複数の保険医が同一の患者を担当する場合は、責任の所在を明確にするため、診療日ごとに担当した保険医が署名又は記名押印を行うこと。
 - ③ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名又は記名押印すること。
 - ④ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、次の例が認められたので改めること。
- ① 主傷病名、主訴、歯式(口腔内所見等)、開始、終了、転帰に係る記載がない。
 - ② 傷病名を適切に整理していない。
 - ③ 傷病名に病態に係る記載がない(P)。
 - ④ 独自の略称の使用。
 - ⑤ 服薬中の薬について、確認のうえ診療録に記載すること。
- (3) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 症状、所見、指導内容の記載が不十分な例が認められた。
 - ② 症状、所見、検査結果、補綴物の使用材料名の記載がない。
 - ③ 部位の記載がない。
 - ④ 療法・処置記載欄への2段の記載。
 - ⑤ 複数の保険医が同一の患者を担当する場合は、責任の所在を明確にするため、診療日ごとに担当した保険医が署名又は記名押印を行うこと。
 - ⑥ 診療録の行間を空けた記載。
 - ⑦ 診療行為の手順と異なる記載。
 - ⑧ 二本線で抹消したのではなく、×印による訂正。

- ⑨ 鉛筆、赤ボールペン、消せるボールペンによる記載。
 - ⑩ 判読困難な記載。
 - ⑪ 検査結果の記載がない。
 - ⑫ 独自の略称の使用。
- (4) パソコン等、OA機器により作成した診療録の場合は、次の点に留意すること。
- ① 診療を行った保険医は、必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- (5) その他
- ① 服薬中の薬について、確認のうえ診療録に記載すること。

2. 歯科技工指示書

- (1) 発行の年月日、歯科医師の氏名及び保険医療機関の所在地、歯科技工所の所在地について、記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 診療録、歯科技工指示書との間で製作内容が一致していない例が認められたので改めること。
- (3) 歯科技工指示書について、保存期限内であるにもかかわらず、紛失している不適切な例が認められたので、適切に整理保管すること。
- (4) 使用材料について、記載がない例が認められたので改めること。

3. 基本診療料等

- (1) 歯科初診料について、主訴がクリーニングであるにもかかわらず、歯科初診料を算定している、不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 歯科初診料について、再診相当であるにもかかわらず歯科初診料を算定している、不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 歯科初診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 主訴が定期検診であるものについて、歯科初診料を算定している。
 - ② 保険外診療（自費診療）について、歯科初診料を誤って算定している。
 - ③ 健康診断と同時に、当該保険医療機関において医療保険給付の対象となる診療を受けた場合に、初診料を誤って算定している例が認められたので改めること。
- (4) 歯科再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 保険外診療（自費診療）について、歯科再診料を誤って算定している。
- (5) 基本診療料に係る歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に歯科診療が困難であった患者の状態に係る記載がない。
 - ② 著しく歯科診療が困難な者でない。
- (6) 初診時歯科診療導入加算について、診療録に歯科治療環境に円滑に適用できるような技法に係る記載がない、不適切な例が認められたので改めること。

4. 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 管理計画を作成していない。
 - ② 診療録に、管理の要点の記載がない。
 - ③ 診療録に説明した内容の要点の記載がない。
 - ④ 診療録への管理の要点の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ⑤ 提供文書に提供した日付を記載していない。
 - ⑥ 提供文書に口腔内の状態を記載していない。
 - ⑦ 診療録に、歯科疾患の管理に当たって必要な事項の記載がない。
 - ア 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
 - イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
 - ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - エ 治療方針の概要等
 - オ 歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報
 - ⑧ 歯科疾患管理料について、診療録に説明した内容の要点の記載がない、不適切な例が認められたので改めること。
 - ⑨ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。
- (2) 歯科疾患管理料に係る文書提供加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 患者に文書を提供していない。
 - ② 提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ③ 継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者でない患者に対して算定している。
- (3) エナメル質初期う蝕管理加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① エナメル質初期う蝕に罹患していない患者に対して算定している。
- (4) 歯科衛生実地指導料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 提供文書に歯科医師の氏名に係る記載がない。
 - ② 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載がない。
 - ③ 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ④ 患者に文書を提供していない。
 - ⑤ 提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ⑥ 診療録に記載された歯科衛生士に対して行った指示内容と提供文書に記載された指導内容が合致していない。
 - ⑦ 提供文書に歯科医師氏名、歯科衛生士の氏名に係る記載がない。
 - ⑧ 提供文書に指導内容に係る記載がない。
 - ⑨ 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ⑩ 提供文書に口腔衛生状態（プラークの付着状況を含む）に係る記載がない。
 - ⑪ 提供文書における指導の開始及び終了時刻に係る記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ⑫ 実地指導日、指導の実施時刻について、診療録、歯科衛生士の業務に関する記録、患者に提供した文書の写しにおける記載に齟齬がある。
 - ⑬ 出勤していない歯科衛生士の氏名が実地指導を行ったものとして診療録等に記載されている。
 - ⑭ 歯科衛生士でない者が行ったものに対して算定している。
- (5) 歯科治療時医療管理料について、診療録に管理内容の要点を記載していない、不適切な例が認められたので改めること。
- (6) 歯科特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので、改めること。
- ① 厚生労働大臣が定める疾患を主病の診断根拠が不明確な患者に対して算定している。
- (7) 周術期等口腔機能管理計画策定料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 管理計画書に基礎疾患の状態、生活習慣の記載がない。
- (8) 周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 不適切な周術期等口腔機能管理計画に基づいて行われている。
- (9) 新製有床義歯管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 提供文書に保険医療機関名及び担当歯科医師の氏名を記載していない。

- ② 提供文書に欠損の状態及び指導内容等の要点を記載していない。
- ③ 患者に文書を提供していない。
- (10) 診療情報提供料（Ⅰ）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に診療状況を示す交付文書の写しを添付していない。
- (11) 薬剤情報提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 患者に文書を提供していない。
- (12) 薬剤情報提供料に係る手帳記載加算について、手帳に処方した薬剤の名称、医療機関名、処方年月日を記載していない不適切な例が認められたので改めること。

5. 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 訪問診療の計画を策定していない。
 - ② 疾病等のため通院による歯科治療が困難な場合以外の歯科訪問診療の必要性を認めない患者について算定している。
 - ③ 診療の都度、診療録に歯科訪問診療に係る患者の状態等を記載していない。
 - ④ 歯科訪問診療料2又は歯科訪問診療料3に係る提供文書の写しを保険医療機関に保管していない。
 - ⑤ 歯科訪問診療料2又は歯科訪問診療料3に係る文書を提供していない。
 - ⑥ 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16kmを超えていたものに対して、誤って歯科訪問診療料及びその他の特掲診療料を算定している例が認められたので改めること。
- (2) 訪問歯科衛生指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 実地指導内容が単なる日常的口腔清掃等のみである。
 - ② 診療録に記載された指導の開始及び終了時刻が誤っており、実態に即していない。
 - ③ 患者に文書を提供していない。
 - ④ 訪問診療の開始時刻が実態に即していない。
- (3) 歯科疾患在宅療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 継続的な歯科疾患の管理が必要でないものに対して算定している。
 - ② 診療録に、管理の要点の記載がない。
 - ③ 診療録に当該患者の継続的な管理にあたって必要な事項を記載又は管理計

画書を添付していない

(4) 歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に患者の状態に係る記載がない。
- ② 診療録記載からみて、歯科診療が著しく困難ではない患者に対して算定している。
- ③ 診療録に記載された算定した日の患者の状態について、画一的であり、実態に即していない。

(5) 歯科訪問診療補助加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に診療の補助を行った歯科衛生士の氏名の記載がない。

6. 検査

(1) 手術前に実施している検査を再度手術後においても実施している不適切な例が認められたので改めること。

- ① H C V抗体定性・定量（A B O、R h（D）、梅毒トレポネーマ抗体定性、H B s抗原定性・半定量）

(2) 内視鏡下嚥下機能検査について、言語聴覚士が行った場合には医師との連携について診療録等に記載すること。

(3) 歯冠補綴時色調採得検査について、技工指示書を紛失している、不適切な例が認められたので改めること。

(4) 電氣的根管長測定検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に検査結果を記載していない。
- ② ヘミセクションにより抜歯予定の根管に対して算定している。

(5) 細菌簡易培養検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録等から見て、歯科医学的に必要性のない細菌簡易培養検査。
- ② 診療録に検査結果を記載していない。

(6) 顎運動関連検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に記載されているゴシックアーチ描記法による検査結果が、歯科医学的に妥当でない。

7. 画像診断

(1) 歯科エックス線撮影等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 歯科エックス線撮影について、治療に必要な部位が撮影されていない。
- ② 歯科エックス線撮影について、処置を行った部位が撮影されていない。
- ③ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、診療録に所見の記

載がないものに対して診断料を算定している。

- ④ 歯科エックス線撮影について、当該歯の根尖部まで撮影されていない。
- ⑤ 歯科エックス線撮影について、歯科医学的に必要性がない。
- ⑥ 歯科エックス線撮影について、画像が不鮮明で診断困難である。
- ⑦ 歯科エックス線撮影について、現像処理が不適切である。
- ⑧ 歯科エックス線撮影について、画像を紛失している。
- ⑨ 歯科エックス線撮影について、フィルムを紛失している。
- ⑩ 歯科エックス線撮影について、撮り直したものを算定している。
- ⑪ 歯科用3次元エックス線断層撮影について、歯科医学的な必要性が診療録等に記載されていない。
- ⑫ 歯科エックス線撮影について、誤って算定している。
- ⑬ 歯科エックス線撮影について、診療録に記載している必要な所見が実態と異なっている。

8. 投薬等

- (1) 医科診療科において実施すべき次の不適切な投薬の算定が認められたので、医科診療科との対診診療内容を診療録等に記載すること。
- (2) 歯科医学的に予防的な処方が認められたので改めること。
- (3) 傷病名から見て、歯科医学的に必要性が認められない、次の投薬が認められたので改めること。
 - ① 適応外投与
 - ② 長期漫然投与
 - ③ 重複投与
- (5) 診療録等から見て、歯科医学的に必要性が認められない投与
- (6) 患者の症状や状態によらず傾向的かつ画一的な処方が認められたので改めること。
- (7) 診療録の記載から必要性が認められず、傾向的かつ画一的な処方が認められたので改めること。

9. 歯周治療

- (1) 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」を参考とする等、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- (2) 歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯周基本検査結果を記載していない。
 - ② 歯周ポケット測定（1点以上）及び歯の動揺度検査の結果を診療録に記載

又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない歯周基本検査。

- ③ 根面被覆処置を行っていない残根歯を歯数に含めて算定した歯周基本検査。
 - ④ 歯周ポケット測定を実施していない歯周基本検査。
 - ⑤ 歯の動揺度検査を実施していない歯周基本検査。
 - ⑥ 1口腔単位で行っていない歯周基本検査。
 - ⑦ 歯数に応じた算定となっていない歯周基本検査。
 - ⑧ 歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無の確認、プラークチャートを用いたプラークの付着状況検査、プロービング時の出血の有無検査を実施していない混合歯列期歯周病検査。
 - ⑨ 4点以上の歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無検査等を実施していない歯周病部分的再評価検査。
 - ⑩ 検査結果が長期に渡って画一的かつ傾向的であり、実態に即しておらず、歯科医学的に妥当でない歯周基本検査。
- (3) 歯周基本検査について、歯周病に急性症状があるにもかかわらず実施している例が認められたので改めること。
 - (4) 歯周病検査について、検査結果を診療録へ記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない、不適切な例が認められたので改めること。
 - (5) 歯周炎の急性発作に対する治療と同日に行った歯周基本検査を算定している不適切な例が認められたので改めること。
 - (6) 臨床所見、画像診断等から判断して、歯科医学的に妥当性がない歯周基本検査を行っている不適切な例が多数認められたので改めること。
 - (7) 診療録記載から判断して、歯科医学的に歯周精密検査の必要性がない不適切な例が認められたので改めること。
 - (8) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
 - (9) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例が認められたので改めること。
 - (10) 歯周疾患処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① ペリオフィール使用の為に、P急発病名をつけて歯周疾患処置を行っている。
 - (11) 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でないスケーリング、スケーリング・ルートプレーニングを行っている例が認められたので改めること。
 - (12) 検査結果等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性がない例が認められたので改めること。
 - (13) 臨床所見等から判断して、補綴治療後にスケーリングを行っている歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。

- (14) スケーリング・ルートプレーニングから、次の歯周基本検査までの間隔が短く、歯科医学的に妥当適切でない例が認められたので改めること。
- (15) 歯周病検査からスケーリング・ルートプレーニングまでの間隔が長く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- (16) 診療録に検査結果の記載がないにもかかわらず、スケーリング・ルートプレーニングを行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (17) 歯周病検査を行わず、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニングを行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (18) 検査結果のない歯周病検査に基づいて、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニングを行っている、不適切な例が認められたので改めること。
- (19) 不適切な歯周病検査結果に基づいてスケーリング・ルートプレーニングを行っている例が認められたので改めること。
- (20) スケーリング・ルートプレーニングを補綴治療と並行して行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (21) スケーリング・ルートプレーニングについて、歯数を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (22) 歯周基本治療処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に用いた薬剤名を記載していない。
 - ② 含嗽剤を使用したものについて算定している。
- (23) 歯周病検査を行わず、歯周基本治療処置を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (24) 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない歯周ポケット搔爬を行っている例が認められたので改めること。
- (25) 歯周病安定期治療（Ⅰ）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 症状安定を確認する目的で実施した歯周病検査の結果の要点や歯周病安定期治療の治療方針等について管理計画書を作成し、文書により患者又はその家族に情報提供を行っていない。
 - ② 診療録に管理計画書の写しを添付していない。
- (26) 歯周病安定期治療（Ⅱ）について、診療録に具体的な処置内容の記載をしていない、不適切な例が認められたので改めること。

10. リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に義歯に係る調整方法及び調整部位又は指導内容の要点の記載がない。

- ② 保険外診療において作製した有床義歯に対して行ったものについて算定している。
 - ③ 診療録における義歯に係る調整方法又は指導内容の要点の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
- (2) 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）を算定している例が認められたので改めること。
- (3) 歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）について、入力を誤って算定している例が認められたので改めること。

1 1. 処置等

- (1) 消炎処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に処置内容の記載がない。
- (2) 診療録から判断して、歯科医学的に妥当適切でないう蝕処置が認められたので改めること。
- (3) う蝕処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に算定部位ごとの処置内容等の記載がない。
- (4) 根管充填について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない感染根管処置と同時の根管充填を行っている。
- (5) 根管充填について、連月で、根管充填を同一歯に対し重複して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (6) 加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯科エックス線撮影による根管充填後の確認を行っていない。
 - ② 気密な根管充填を行っていない。
 - ③ 歯科エックス線フィルムにより、気密な根管充填を行っていることが確認できない。
 - ④ 2根管の歯について、当該処置を1根のみに行っているにもかかわらず、2根管で算定している。
- (7) 有床義歯床下粘膜調整処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 有床義歯床下粘膜調整処置の実施後に床裏装、義歯新製を行っていない。
- (8) 外科後処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 蜂窩織炎や膿瘍形成等の術後に滲出液、血液等の貯留が予想される患者に対して行っていない口腔内外科後処置。
- (9) 機械的歯面清掃処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を実施した場合に歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- (10) 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。
- (11) 抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大について、抜歯を前提としていないものに対して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (12) 歯周治療用装置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者でない患者に算定している。
- (13) 咬合調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所の記事がない。
- ② 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない咬合調整。
- ③ 自院作成のブリッジに対して咬合調整を算定している。
- (14) 咬合調整について、診療録に歯冠形態の修正箇所を記載していない、不適切な例が認められたので改めること。
- (15) 除去について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯根の長さの3分の1未満のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体について、著しく困難なものとして算定している。
- (16) 初期う蝕早期充填処置について、歯科医学的に必要性が認められない不適切な例が認められたので改めること。
- (17) 口腔内装置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録の症状、所見等の記載から判断して必要性のない口腔内装置3（歯ぎしりに対する口腔内装置）
- (18) 暫間固定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 検査結果、臨床所見等から判断して必要性のない暫間固定（簡単なもの）
- ② 診療録に具体的な処置内容が記載されていない。
- ③ 固定源がテンポラリークラウン
- (19) 口腔内装置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録の症状、所見等の記載から判断して必要性のない口腔内装置2（歯ぎしりに対する口腔内装置）
- ② 診療録に、制作に用いた材料の記載がない、不適切な例が認められたので改めること。
- (20) 口腔内装置1及び口腔内装置調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録等から、口腔内装置を製作する歯科医学的な必要性が確認できない。

- ② 診療録等に口腔内装置 1 に係る調整後の状況の記載がない。
 - ③ 口腔内装置 2 について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 診療録等から、咬合関係が付与されたものであることの確認ができない。
- (21) 周術期等専門的口腔衛生処置 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 周術期等専門的口腔衛生処置を行った歯科衛生士が、当該業務に関する記録を作成していない。
- (22) 口腔内外科後処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 単純な外科後処置を口腔内外科後処置として算定している。
- (23) 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置について、当該処置を行った歯科衛生士が、業務に関する記録を作成していない。

1 2. 手術

- (1) 吸引留置カテーテルについて、創部に対して受動吸引型を用いている不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルについて、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録等から、24 時間以上体内留置したことが確認できない。
- (3) 口腔内消炎手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に手術部位、症状及び手術内容の要点の記載がない。
 - ② 歯肉膿瘍に対する消炎手術を骨膜下膿瘍に対する消炎手術として算定している。
 - ③ 同一病巣に対する消炎手術を同時に実施した場合に重複して算定している。
 - ④ 画像診断から判断して、骨膜下膿瘍でないものに対して算定している。
- (4) 傷病名から判断して、必要性がないヘミセクション（分割抜歯）を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 抜歯手術について埋伏智歯でないものを、歯冠が3分の2以上の骨性埋伏である下顎水平埋伏智歯として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (6) 難抜歯加算について、歯根肥大、骨の癒着歯、歯根湾曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行ったことが診療録に記載されていないものに対して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (7) 難抜歯加算について、歯根彎曲にもかかわらず、骨の癒着歯に対して歯根分離術等を行ったと診療録に記載されている不適切な例が認められたので改める

- こと。
- (8) 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 検査結果、臨床所見等から判断して、歯肉剥離搔爬手術の必要性が認められない。
 - (9) 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯周ポケット搔爬術に係る手術内容の要点に関する記載がない。
 - ② 歯周精密検査を行っていないにもかかわらず、歯肉切除手術を算定している不適切な例が認められたので改めること。
 - ③ 診療録等の記載から判断して、歯周ポケット搔爬術でないものに対して算定している。
 - ④ 検査結果等から判断して、歯科医学的に妥当適切に実施していたと認められない歯肉剥離搔爬手術。
 - (10) 歯根嚢胞摘出手術（歯冠大）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 画像診断から判断して、歯根嚢胞とは認められない。
 - (11) 上顎結節形成術について、診療録等から見て、歯科医学的に上顎結節形成術（簡単なもの）を上顎結節形成術（困難なもの）として算定している不適切な例が認められたので改めること。
 - (12) 創傷処理に係るデブリードマンの加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 汚染された挫創でないものに行ったものについて算定している。

1 3. 麻酔

- (1) 伝達麻酔について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 臨床症状等から判断して必要性がないものに対して算定している。
- (2) 麻酔等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 浸潤麻酔を伝達麻酔として算定している。

1 4. 歯冠修復及び欠損補綴

- (1) クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 補綴物ごとに文書による患者への情報提供を行っていない。
 - ② 診療録に患者に提供した文書の写しを添付していない。
- (2) 補綴時診断料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に作成を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点の記載がない。
 - ② 補綴時診断を行ったものと、装着した補綴物が異なっている。

- (3) 歯冠修復について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録等から見て、歯科医学的に妥当適切でない腐蝕歯即時充填形成及び充填を多数行っている。
 - ② 充填における歯科充填用材料について、単純なものを誤って複雑なものとして算定している。
 - ③ インレーを全部金属冠として算定している（銀合金・大白歯）。
- (4) 装着材料（仮着セメント）について、リテーナーを製作していないにもかかわらず算定している。
- (5) 線鉤について、レストのないものを誤って二腕鉤（レストつき）として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (6) ブリッジについて、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① ブリッジに係る一連の処置について、歯科医学的に妥当適切でない例が認められたので改めること。
- (7) ブリッジ支台歯形成加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 支台歯間の平行関係を確認していないものに対して算定している。
- (8) 有床義歯について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 残根歯に対して根面被覆処置を行わなかった場合に診療録にその理由の記載がない。
 - ② 局部義歯の歯数を誤って算定している。
 - ③ 診療録に修理内容の要点を記載していない。
 - ④ 局部義歯を誤って算定している。（1～4歯を5～8歯の所定点数で算定）
 - ⑤ 仮床試適について、試適結果が診療録等に記載されていない。
 - ⑥ 低位咬合病名に対して有床義歯の床修理を算定している。
- (9) ブリッジの離脱に対し、新たにブリッジを製作せず漫然と再装着を行っている歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- (10) 歯冠修復に係る一連の処置について、保険診療で認められない不適切な例が認められたので改めること。
- (11) 有床義歯について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 硬質レジン歯をスルフォン樹脂レジン歯の所定点数で算定している。

1 5. 保険外診療

- (1) 保険診療から保険外診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- (2) 一口腔内において保険診療と保険外診療を同時に行っている不適切な例が認められたので改めること。

- (3) 自院で行った保険外診療において、誤って保険診療として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 有床義歯について、一連の保険診療の中で保険外診療を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 補綴治療において、保険診療の各区分の所定点数に含まれているテンポラリークラウンに係る費用について、別に保険外請求している不適切な例が認められたので改めること。
- (6) 一口腔単位で保険外診療の費用を徴収しているにもかかわらず、別に保険請求している不適切な例が認められたので改めること。
 - (4) 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。
- (7) 保険診療の各区分の所定点数に含まれているテンポラリークラウン、暫間義歯、隔壁に係る費用について、別に保険外請求している不適切な例が認められたので改めること。
- (8) 一口腔内において保険診療と保険外診療を同時に行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (9) 保険外診療として実施すべき治療内容について、保険診療として誤って算定している例が認められたので改めること。
- (10) 保険外診療で製作した有床義歯について、保険診療で算定している不適切な例が認められたので改めること。

II. 請求事務等に関する事項

1. 診療報酬請求

- (1) 診療録と診療報酬明細書との間で病名が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
- (2) 診療録と診療報酬明細書との間で合計点数が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
- (3) 診療録と診療報酬明細書との間で部位が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。

2. 一部負担金等

- (1) 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 徴収すべき者から徴収していない
 - ② 計算方法が誤っている。
 - ③ 未収金について、納入督促を適切に行っていない。
 - ④ 患者から過徴収している。
 - ⑤ 一部負担金について、誤って算定している例が認められたので改めること。

と。また、徴収状況を常時確認するなどにより適切に管理すること。

⑥ 日計表の管理方法が不適切である。一部負担金の徴収状況を定期的に確認するなどにより適切に管理すること。

(2) 保険外負担について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 患者から所定の点数に含まれるものを徴収している。

3. 届出事項等

(1) 院内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 届出事項に関する掲示がない。

② 届出されていないものが掲示されている。

(2) 院内掲示について、次の事項を施設基準として掲示しているのを改めること。

① 歯科疾患管理料

② 歯科口腔リハビリテーション料 1

(3) 次の届出事項について変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長に届け出ること。

① 診療科目

② 診療時間

③ 診療日

④ 保険医の異動

(4) 保険医療機関である旨の標示がないので、診療所の見やすい箇所に標示するよう改めること。

4. その他

(1) 明細書を発行するシステムを備えていない為、明細書の発行が行えない場合には届出の必要があるため、速やかに関東信越厚生局長に届出ること。

(2) 個別の費用ごとに区分した領収証を発行していない例が認められたので改めること。

(3) 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。